

# 要 請 書

2016 年 11 月 18 日

三菱重工業株式会社 御中

① 私たちは、1930年代に本格化した日本による中国侵略の中で、旧日本軍が重慶市や四川省内の成都市・樂山市・自貢市などの各都市に加えた爆撃機による無差別爆撃の犠牲者の遺族や幸存者です。

周知のとおり、重慶は、抗日戦争の時、戦時首都となり、中国の大後方の政治、経済、外交、文化の中心でした。また重慶は、第二次世界大戦時の反ファシズム同盟国の極東における指揮センターでした。このため、重慶は日本軍の戦略爆撃の主要目標となり、無差別爆撃によって甚大な被害を被りました。

② 私たちは、2006年以来、重慶大爆撃の被害者代表 188 名を原告に選定し、日本の裁判所に日本国を訴え、「無差別爆撃の罪を認めて謝罪し、賠償すること」を求めてきました。

上記裁判の 31 回の審理の中で、37 人の原告が、日本軍国主義が推し進めた重慶大爆撃の戦争犯罪性を訴えてきました。

私たちは、重慶大爆撃に関する日中双方の膨大な資料を裁判所に提出しました。昨年 2 月、東京地方裁判所は判決を言い渡しましたが、その一審判決は、重慶大爆撃の事実を詳細に事実認定しました。

③ 旧日本軍は、海軍と陸軍の航空戦力で中国の戦時首都であった重慶及びその周辺の都市の市街地や商業地、一般市民の居住地域に国際法に違反した無差別爆撃を行いました。

この世界を震撼させた無差別爆撃は、歴史上、「重慶大爆撃」と呼ばれていますが、次のような特質を持っています。

(1) 重慶大爆撃の期間は長く、1938 年 2 月から 1944 年 12 月まで 6 年 10 ヶ月も続きました。

(2) 重慶大爆撃は広範囲に及び、重慶が現在管轄している 40 の区や県のうち、32 の区や県が爆撃の被害にあいました。また、四川省の成都、樂山、自貢、松潘、合江等も爆撃の被害にあいました。

(3) 重慶大爆撃の被害は実に凄惨で、多くの死傷者や大きな損失を生みました。世界を震撼させた凄惨な例として、重慶では 1939 年の「53・54 大爆撃」、1941 年の「6

・5大隧道惨案」、成都では1941年の「7・27大爆撃」、樂山では1939年の「8・19大爆撃」、自貢では1940年の「8・12大爆撃」、松潘では1941年の「6・23大爆撃」等があります。

④ 不完全な統計ですが、旧日本軍による重慶大爆撃によって、無辜の一般市民の死傷者は10万人以上に上ります。

また、重慶大爆撃によって一般市民の住宅、病院、学校、商店、教会、寺院、工場等が徹底的に破壊されましたが、それら全ての数を計算することが難しいほど破壊の規模は大きく、経済損失も重大です。

旧日本軍が重慶・四川に加えた重慶大爆撃には鉄のような確たる証拠が山ほどあります。重慶大爆撃は、世界中の戦争の中でも前例が無いほど残虐なもので、決して忘れることのできない歴史の事実です。

⑤ 貴社は、日本軍が重大な戦争犯罪である重慶大爆撃に用いた爆撃機等を製造し、それを政府・軍に引き渡して莫大な利益を得てきました。

その結果、無辜の何十万人という市民が殺され傷つき、また何百万人という市民が家財を焼かれ、壊され、路頭に迷い、生き延びた人も死線をさまよいました。

貴社を始めとする日本の軍需産業は、日本国が重慶・四川に加えた無差別爆撃で、重要な役割を果たし、日本国と同様に重慶市民に対して許しがたい罪を犯しました。

⑥ 私たちは、本日、初めて、重慶大爆撃という重大な戦争犯罪に加担した貴社を訪ねました。

貴社は、日本の代表的な製造メーカーです。現在、貴社は、わが中国においても、企業活動をされています。

貴社は、重慶大爆撃という戦争犯罪を犯した当時の日本の政府と軍に加担しました。しかし、今日まで、貴社は、重慶大爆撃について、何らの反省も述べていません。これは、私たち重慶大爆撃の被害者及び被害者の親族にとっては、がまんできないことです。

私たちは、本書面をもって、貴社に対し、「重慶大爆撃の被害者への謝罪と適切な賠償」を速やかに実行されるように強く要請します。

私たちは、貴社が、「企業の戦争責任」を深く自覚され、企業としての社会的責任を取って、私たちの上記要請に誠実に応えられるよう強く求めます。

私たちは、本書面による要請のために、何回も会議を重ねてきました。貴社におかれても、私たちの本要請の重大さをよく認識され、貴社の社史全体の見直しが求められていることを自覚されて、まず貴社の基本的な認識を私たちに書面で回答されますように

求めます。

⑥ 私たちは、貴社に重慶大爆撃の関連資料として、(1)重慶大爆撃裁判の一審判決の写しと(2)重慶宣言をお渡し致します。重慶大爆撃への認識を深めるためにご活用下さるようお願いします。

なお、私たちは高齢です。余り時間の余裕ありません。従って、貴社の書面による最初の回答を本年12月25日までに私たちの代理人である下記法律事務所内の萱野一樹弁護士まで届けられますようお願い致します。

記

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-5 メトロシティ神谷町5階

神谷町総合法律事務所

電話 03-3434-7050 FAX03-3434-7060

弁護士 萱 野 一 樹

重慶大爆撃被害者協会

成都大爆撃被害者協会

樂山大爆撃被害者協会

自貢大爆撃被害者協会

松潘大爆撃被害者協会

上記協会代表 栗遠奎